

中国向け輸出水産食品の取扱いに関する Q & A

平成 22 年 3 月 30 日
食品安全部監視安全課

本 Q & A は、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成 21 年 11 月 10 日付け食安発 1110 第 1 号厚生労働省医薬食品局食品安全部通知)中の「中国向け輸出水産食品の取扱要領」(以下「本取扱要領」という。)に関する主要な照会事項について、Q & A として取りまとめたものです。

なお、本 Q & A は、逐次、更新していくこととしております。

注意：施設登録確認申請書及び衛生証明発行申請書の不備等により、中国側での通関等に問題が生じた場合には、申請者の責任となります。

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」 (平成21年11月10日付け発1110第1号)に対する質問事項

〔2. 用語の定義〕関連

Q1 現在、認定されている証明書発行機関は、どこですか。

A 1 平成 22 年 3 月現在、下記の 4 機関が証明書発行機関として認定されています。平成 22 年 4 月 1 日から下記の 4 機関すべてで、施設登録及び衛生証明書の発行が可能です。

認定番号	証明書発行機関名称
0 1	(財)日本冷凍食品検査協会
0 2	(財)北海道薬剤師会公衆衛生検査センター
0 3	(社)青森県薬剤師会衛生検査センター
0 4	(社)長崎県食品衛生協会

厚生労働省ホームページアドレス：

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/taichu/index.html>

〔3. 施設の登録に係る手続〕関連)

〈登録申請〉

Q1 平成22年1月31日までに自治体で登録された施設について、再登録は必要ですか。

A 1 旧通知に基づく既登録施設については、本取扱要領に基づき新たに登録を受ける必要がありますが、平成23年1月31日までは既存の登録で輸出できます。したがって、平成23年1月31日までに新通知に基づいた登録を完了するようにしてください。

Q2 加工品について輸出直前の最終保管施設の登録は必要ですか。

A 2 加工品については、最終保管施設の登録は不要となり、最終加工施設のみの登録になりました。未加工品にあっては最終保管する施設の登録が必要です。

Q3 営業許可に関しては、通常、その許可が有効とされる期限(5年毎に更新等)が規定されていますが、営業許可の更新に併せて当該登録施設の登録を更新する必要はありますか。

A 3 施設登録を更新する必要はありません。ただし、営業許可の更新など登録要件に変更があった場合には、登録を申請した証明書発行機関あてに営業許可証又は届出書の写し等を直ちに提出してください。

Q4 ブリ・イナダ・ワラサのような出世魚を登録する際は、どのように明記すればよいですか。

A 4 冷凍ブリ・イナダ・ワラサであれば、Frozen Yellowtail で構いません。また、和名に対して複数の英名がある場合には、「冷凍マアジ Frozen Japanese jack mackere (Horse mackerel)のように()内に同等のものを記載してください。

Q5 保健所で施設登録をしていましたが、証明書発行機関で施設の再登録を行いました。保健所で施設登録していたときの登録番号は、再登録後にも使用することができますか。

A 5 旧施設登録番号を使用することはできません。

〈登録の廃止申請〉

Q6 平成22年1月31日までに自治体で登録された施設について、廃止登録は必要ですか。

A6 平成23年1月31日をもって、旧通知に基づく登録内容は自動的に削除されます。

〔4. 衛生証明書の発行手続〕関連

〈衛生証明書の発行申請〉

Q7 本要領4.(1)衛生証明書の発行申請について、添付する書類はア～ウのいずれか一つで可能ですか。

A7 提出書類については、衛生証明書発行申請書の記載事項が確認出来る書類であれば全てを必要とするものではありません。

なお、当該提出書類に変更等が生じた際には、衛生証明書の再発行等が必要となる場合がありますので、速やかに証明書発行機関にご連絡ください。また、やむを得ず衛生証明書を再発行する場合は、既に取得している衛生証明書を速やかに証明書発行機関に返却して下さい。

Q8 同一の登録施設で最終加工(未加工品にあつては最終保管)された貨物を一括に輸出する場合、それぞれの貨物に対し、衛生証明書発行申請が必要ですか。

A8 申請はそれぞれの貨物に対して必要です。ただし、同一の加工方法であつて、同一の登録施設で最終加工(未加工品にあつては最終保管)された貨物であれば、1枚の衛生証明書に別添リストを添付することで対応することができます。(平成22年3月 日付け当課事務連絡をご参照下さい。)

Q9 本取扱要領の対象貨物は輸入手続を終了した輸入食品(内貨品)のみに限られますか。若しくは輸入手続が終了していない外国産貨物(外貨品)も含まれますか。

A9 輸入手続を終了した輸入食品(内貨品)のみを対象としております。輸入手続が終了していない外国産貨物(外貨品)に対しては、衛生証明書の発行はできません。

また、輸入品であっても未加工品であれば最終保管施設が登録されている必要があります。加工品（ボイルのみの場合を除く。）については最終加工施設の登録が必要ですが、海外施設が最終加工施設である場合、問題を発見した際に現地確認及び調査が速やかに行えないことから原則として日本で施設登録及び衛生証明書の発行をすることができません。

Q10 一年間使用することができる試験成績書は、輸出数量、重量が異なる場合でも有効ですか。

A10 有効です。ただし、検査用サンプルを検査機関に持ち込んで検査をした成績書を本貨物の輸出の際に適用することはできませんので、本貨物について検査をしてください。

Q11 ボイル蟹は加工品か。ボイル蟹の検査項目は何をすればよいですか。（平成17年のQ&Aではボイルエビを海エビとして扱う（旧要領）とあります。）

A11 ボイル蟹は加工品になります。検査は「生鮮品・冷凍品：その他の動物性水産物」の項目で行って下さい（エビも同様です。）

Q12 施設登録をした証明書発行機関以外の証明書発行機関で衛生証明書を発行してもらうことは可能ですか。

A12 可能です。

Q13 製造年月日が異なる加工品を1ロットとして申請することができますか。

A13 同一施設、同一原材料、同一加工工程で製造された製品であって、輸出者が同一食品であると保証できれば、同一ロットと見なすことができます。また、製造年月日が複数存在する場合は、衛生証明書発行申請書に全て個別に記載が必要です。なお、同一ロットとして取り扱うため、検査で基準に適合しない等の結果になった場合、製造年月日が異なっても、当該1ロット全てが同一の取扱いになります。

〈衛生証明書の発行要件の審査〉

Q14 一度に大量の貨物を倉庫に保管し、その貨物を数回に分けて中国へ輸出する場合、輸出の都度、官能検査（現物確認）が必要ですか。

A 1 4 初回の輸出申請の際の官能検査（現物確認）時に、全ての荷口を確認可能な貨物については、同一ロットとして検査を行い、その後、輸出の都度の官能検査（現物確認）は必要ありません。また、次回以降の衛生証明書発行申請時には、官能検査（現物確認）済みの貨物であることが分かるよう証明書発行機関から求められた書類を提出して下さい。（事例：1000カートン冷凍倉庫に保管し、200カートンずつ数日にわたって輸出する場合、最初に1000カートンを1ロットとして官能検査（現物確認）を受け、衛生上問題が無いと判断されれば、2回目以降の輸出時には官能検査（現物確認）の必要性はなく、衛生証明書の発行が可能となる。）

このような場合の貨物の管理については、輸出者の自己責任で行い、証明書発行機関が再度官能検査（現物確認）が必要だと判断したときには、官能検査（現物確認）を受ける必要がありますのでご留意ください。

Q15 輸出数重量や中国側の輸入者が確定する前に、官能検査（現場確認）を受けることは可能ですか。

A 1 5 現場に輸出する全ての貨物がある場合は、官能検査（現場検査）を受けることは可能です。ただし、衛生証明書の発行は数重量及び中国側の輸入者等、衛生証明書発行申請書の内容が全て確定してからになります。（現場で確認できていない貨物については衛生証明書を発行することができません。）

Q16 証明書発行機関による、現物確認（官能検査）の際に、貨物の収去は必要ですか。

A 1 6 原則、必要ありません。ただし、証明書発行機関による官能検査の結果、貨物の衛生条件に問題がある等、試験が必要だと判断した際にはサンプリングをすることもあります。

旧通知から引き続きの質問事項

〔2. 用語の定義〕関連

〈輸出全般〉

Q17 餌用に中国へ輸出する場合、本取扱要領に基づく衛生証明書は必要ですか。

A17 本取扱要領の対象は、中国の要求により、「ヒトの食用に供する」水産動物等になります。したがって、餌は対象外です。

Q18 衛生証明書の添付が必要となる水産食品の品目の一覧はありますか。

A18 本取扱要領2.(1)に示すとおりですが、高度な加工品など日本側で衛生証明書の要否の判断が困難な場合は、輸出者等が自ら中国当局へ個別に確認する必要があります。

〔3. 施設の登録に係る手続〕関連

〈登録申請〉

Q19 対米、対EUの認定を受けている施設でも再度登録が必要ですか。

A19 対米及び対EUの施設認定を受けている施設であっても中国向けに水産食品を輸出する場合は、本取扱要領に基づき施設登録を受ける必要があります。

Q20 水産食品名については、ボイル等の加工がされている場合は「BOILED〇〇」等のように記載するべきか、あるいは未加工品と同じ品名(単に「マグロ」等)としても差し支えないですか。また、フィレ、ドレス等形状が異なる場合は別々に登録するのですか。

A20 登録する水産食品名については、登録施設から出荷される水産食品名を登録することが必要です。従って、「衛生証明書に記載する水産食品名」と「衛生証明書に記載する施設において登録されている水産食品名」は、同一の表記であることが必要です。可能な限り、その水産食品の内容が分かるように記載するようお願いいたします。冷凍やボイル

等の場合はその旨の記載をお願いします。また、フィレ、ドレス等も別々に登録して下さい。

〈施設又は加工船の登録要件の審査〉

Q21 営業許可や営業の届出は、保健所が管轄しない保税上屋や保税倉庫等の他法令に基づく許可や届出でもよいですか。

A 2 1 中国が求める衛生要件として「(施設や食品が) 主管当局の監督下にあること」が必要とされているところであり、これは食品衛生上の観点でもあるため、食品衛生に関係のない他法令に基づく許可や届出は認められません。なお、保税地域にある保管倉庫等であっても、食品衛生法に基づく営業許可(食品の冷凍又は冷蔵業等)や条例等による営業に係る届出等を行っている場合には、施設の登録は可能です(ただし、通関手続の済んでいない外貨の貨物の場合は、国内の貨物ではないため衛生証明書の発行はできません。)

〔4. 衛生証明書の発行手続〕関連

〈衛生証明書の発行申請〉

Q22 中国から日本に輸入した水産食品を、再度、中国へ輸出(積戻し等)する場合であっても中国政府から衛生証明書を要求されますか。

A 2 2 衛生証明書は要求されます。なお、再輸出の理由が、当該食品について日本の食品衛生法上問題(規格基準違反等)があり、国内では流通等が出来ないことから輸出(積戻し)を希望する場合等は、食品衛生上の観点から衛生証明書の発行はできません。

Q23 外国に住所を持つ者が輸出の申請を行うことはできますか。

A 2 3 外国に住所を持つ方が輸出申請を行う場合には、問題が起こった場合等に連絡を取ることが困難であり、スムーズに連絡が取れない場合等が想定されますので、申請者は、日本国内に連絡先を有する者である必要があります。外国に在住している方が、申請をする場合には、日本に在住している方を代理人として、代理人が申請して下さい。その際には、委任状が必要となります。

Q24 輸入品のエビ等を輸出する場合に関し、原産国でのメーカー(ブランド)が異なるものが含まれている場合、メーカーごとに申請させ、分析検査を実施

させ、衛生証明書を発行する必要がありますか。それとも、メーカーが異なっても品目が同じであれば、全体で1つの衛生証明書として取り扱ってもよいですか。

A 2 4 同一な品目でもメーカーが異なれば、各メーカーごとに加工方法、保存方法、食品添加物や抗生物質等の使用実態等が異なることも想定されることから、メーカーごとに申請及び検査等が必要です。なお、メーカーが同じでも加工施設が異なる場合には加工施設ごとに申請及び検査が必要です。

Q25 原産国は異なるが、同じ品目であるものを一括して輸出する場合、1品目(1ロット)とみなしてよいですか。

A 2 5 原産国が異なる場合は、保管方法、輸送方法、重金属の汚染状況等も異なることが想定されることから、同一ロットとみなすことはできません。

Q26 「生産年月日」は、申請品目中で年月日が異なるものが存在する場合、全てを記載する必要がありますか。また、年月日が異なるものが相当数存在する場合は、「〇月〇日から〇月〇日まで」と記載してもよいですか。

A 2 6 衛生証明書発行申請書(別紙様式5)には、年月日が異なるものが相当数存在する場合を含めて、全て、個別に記載が必要です。なお、一つの申請において生産年月日が複数ある場合、ひとつの発行申請書ごとに1ロットとして衛生証明書を発行することから、これらの品目については生産年月日が異なっても同一ロットとして取り扱う旨を念のため申請者においては確認するようお願いします。(検査で基準に適合しない旨の結果になった場合、生産年月日が異なっても当該1ロット全てが同一の取扱いになる恐れがある等。)

Q27 本取扱要領の別紙様式5(衛生証明書発行申請書)について、「産地」と「捕獲地域」の申請書への記載は、未加工品の場合は、捕獲地域のみを記入すればよいですか。

A 2 7 申請書は空欄がないよう可能な限り各項目を記載するようお願いします(記載例:「未加工品であるため捕獲地域に同じ」等)。

Q28 本取扱要領の別添2に掲げる基準は、中国の水産食品に関する全ての基準ですか。

A 2 8 別添2の水産食品に関する基準については、中国側で定める基準を根拠に規定していますが、必ずしも全てを反映しているものではありません。例えば、添加物を使用していれば中国で使用可能な添加物か、使用基準はあるか、等の確認も必要です。なお、検査項目については、これまでの検出状況、国内又は輸入国（輸入品の場合）における違情報等、中国側からの違反連絡、検査の要望又は新たな基準の策定等を踏まえて追加等を行う場合があります。

Q29 他の輸出者が取得した試験成績書を使用することは可能ですか。

A 2 9 原則として、その貨物に責任を持つ輸出者が検査を行い、貨物の安全性を確認してください。特別な理由により、他の輸出者が取得した試験成績書を使用する場合は、成績書を取得した者が署名・捺印した、当該試験成績書の使用を許可する旨の書類（貨物の情報や試験成績書の発行番号等が記載されたもの）の添付が必要です。また、貨物の同一性が確認出来ることが前提です。

Q30 中国へ輸出しようと検査を受けましたが、事情により国内で転売され、転売先の荷主が当該貨物を中国へ輸出することになりました。その売買にあっては書類上で行われたのみで、貨物の移動は一切ありません。当初の成績書を転売先の輸出者が使用することができますか。

A 3 0 この場合にあっては、貨物の同一性が客観的に判断できれば使用して差し支えありません。ただし、成績書を取得した者が輸出者に対して成績書の使用を承諾していることが前提となります。

Q31 同じ地中海海域内にある異なる養殖場で養殖されたマグロであっても、同一捕獲地域として取り扱って良いですか。

A 3 1 捕獲海域については、平成15年6月付け水産物表示検討会の「生鮮魚介類の生産水域名の表示ガイドライン」を参考にしてください。なお、養殖場の違いにより汚染状況等は変化するおそれがあるため、輸出者は中国で実施される検査（加工品にあっては添加物の使用等についても）について自ら情報収集を行うとともに、モニタリング検査を

実施する等により、自主的な衛生管理に努めて下さい。

〈衛生証明書の発行要件の審査〉

Q32 冷凍食品の保存基準に適合しない場合や賞味期限切れ等、食品衛生上の問題があるおそれがある旨、検査機関からの通報により判明した場合であっても、衛生証明書を発行してもらうことは可能ですか。

A 3 2 本取扱要領に規定する衛生証明書の記載要件として、中国政府が規定する「衛生条件下で生産、包装、貯蔵、輸送されるとともに、主管当局の監督下にあるものである」という内容が盛り込まれていることから、少なくとも「食品衛生上問題ないもの」である必要があります。したがって、上記のようなことが判明した場合には、原則、衛生証明書の発行はできません。

Q33 生鮮品の範囲はどこまでですか。

A 3 3 生鮮品に含める加工の度合については、平成13年6月28日付け事務連絡「腸炎ビブリオ食中毒防止対策のための水産食品に係る基準の改正について」の答2)に定められた範囲を参考にしてください。

Q34 外国船籍の船でフィレ加工、冷凍及び包装を行い、外国内で一時保管したものを、日本に輸入し一時保管した後中国へ輸出します。日本輸入時に2ロットだったものを1ロットとして対中輸出用の検査を行いました。この2ロットの内容は同一で、たまたま輸入時に別便で輸送されたため輸入時は2ロットとして取り扱いました。中国へ輸出する際は、1ロットとして衛生証明書を発行してもらえますか。

A 3 4 温度管理等も含めて同一ロットとみなせるのであれば、理由書等の提出を受けたうえで、1ロットとして衛生証明書が発行可能であると考えられます。

Q35 施設で取り扱われた日が当該施設の登録日以前である場合、衛生証明書を発行してもらえますか。

A 3 5 できません。施設が登録された後に、当該施設で水産食品が取り扱われることが必要です。ただし、水産食品名の登録については、衛生証明書発行申請の日までに、登録されていることが必要です。

Q36 包装形態が異なる製品は別ロットとみなされますか。

A 3 6 別ロットとみなします。

Q37 衛生証明書発行申請書中の記載内容が登録内容と異なる場合には、衛生証明書を発行できますか。

A 3 7 原則できません。衛生証明書発行機関においては、衛生証明書発行申請書の内容と登録内容は同一にして下さい。必要に応じて登録内容の変更申請を行うことを指導して下さい。なお、大文字・小文字の表記の違い、水産食品名の表記の違い等も記載内容が登録内容と異なる場合にありますが、このように軽微な異同の場合で、登録内容の変更のために時間を要する場合には、次回の申請時までには申請者（輸出者）が該当施設の申請者に対して変更を要請し、必要な手続きを終了させておく旨の誓約書等を提出すれば、衛生証明書の発行を受けることが可能です。ただし、登録内容の軽微な変更ではなく、新たな水産食品名の追加が必要な場合等や上記の誓約内容が守られず、再度同様の申請をした場合については衛生証明書の発行を受けられなくなる可能性もありますのでご注意下さい。

また、水産食品名の表記について、商取引上の理由からやむを得ず、同じ製品を登録された表記と異なる表記で衛生証明書に記載することが求められた場合には、登録は、代表的な表記で行い、衛生証明書発行申請に「別称（登録されている水産食品名に同じ）」と記載することで、衛生証明書には「別称」と書くことも可とします。例えば、登録は、「冷凍鮭ドレス」ですが、やむを得ず、衛生証明書に、「冷凍鮭HG」と記載する必要がある場合には、衛生証明書発行申請書に、「冷凍鮭HG(冷凍鮭ドレスに同じ)」と記載することで対応することとします。

〈衛生証明書の発行〉

Q38 本取扱要領の別紙様式5(衛生証明書発行申請書)には、「生産年月日」を記載するよう規定されています。どんな水産食品の場合でも年月日の「日」まで記載しなければなりませんか。

A 3 8 原則、年月日まで記載する必要があります。例外的に申請者自身が調査の上「年月日の具体的な日付までは不明（又は特定困難）」との申

し出がある場合には、申請者の同意責任のもとで、「 年 月から 月まで」等の記載により衛生証明書の発行を行うことは可能とします。

Q39 航空便等で、コンテナ番号や封印番号がない場合は、衛生証明書発行申請書等には、どのように記載すればよいですか。

A 3 9 コンテナ番号の代わりに「AIR WAY BILL No.」等を、また、封印番号が無い場合には「NON」等を記載するようお願いいたします。

Q40 本取扱要領の別紙様式7(衛生証明書)の「加工方法」欄の記載について、未加工の生鮮品及び冷凍品の場合、「加工方法」欄にはどのように記載すればよいですか。

A 4 0 前者は「未加工 (non-processed)」、後者は「冷凍 (frozen)」等の記載が適当です。

Q41 衛生証明書発行申請書等の「品名(学名)」欄の記載について、簡易な加工品についても学名を記載する必要がありますか。

A 4 1 簡易な加工品については、魚種等の同定に関しては未加工品と同等の判断が可能であり、英名や学名の記載が可能と考えられることから、英名及び学名を記載して下さい。

Q42 衛生証明書発行申請書等の「品名(学名)」欄の記載について、加工品についても学名を記載しなければなりませんか。

A 4 2 加工品にあっては、商品名や当該食品の内容がわかる一般的な名称(2種類以上の水産食品を含んでいる場合には、含んでいる水産動物等の名称を英名で記載すること。また、原則的に学名も記載すること。)を記載します。

加工の度合いによって、学名まで判明しない場合があるかと思われます。衛生証明書に空欄がないよう可能な限り各項目を記載することが望ましいことから、学名は、可能な限り申請者に調査させ、衛生証明書に記載してください。

Q43 衛生証明書について「その写しを保存する」とあるが、その保存期間はどのくらいを目安とすればよいですか。

A 4 3 衛生証明書の写しの保存期間については、概ね1年と考えますが、製品の賞味期限が1年を越えるもの（冷凍品や乾燥品等）にあつては、当該食品の賞味期限以上の期間、保存が必要と考えられます。

なお、過去に衛生証明書の偽造を疑われる事例があつたことから、衛生証明書の写しについては、輸出者に発行した状態（印章及び署名並びに必要事項が記載された状態）を保存するようお願いいたします。

Q44 衛生証明書を紛失した場合に再発行してもらえますか。

A 4 4 再発行については、同一の証明書が2部存在することによる不正使用を避ける観点から、不可とします。

Q45 社内検討用や試験研究用として、ヒトの食用に供しないサンプルの少量貨物を中国に輸出する場合も取り扱いは同じですか（衛生証明書は必要か）。

A 4 5 食品の種類や使用目的により取り扱いが異なると考えられますので、輸出者自らが個別に中国当局に確認する必要があります。

〈検査について〉

Q46 貨物の検査を依頼する際は、可食部を検査してもらえばよいですか。

A 4 6 可食部で検査をして下さい。

Q47 分析検査方法の開梱基準について、マグロ等でバルクで輸出する場合や漁船からサンプリングする場合はどのようにすればよいですか。

A 4 7 ばら積みの輸出については、禁止されており、貨物はすべて梱包されているので、実際の梱包数に応じた開梱数とします。

Q48 セミドレスやドレス等の形態が異なる製品はそれぞれ検査を行う必要がありますか。

A 4 8 原則として、加工方法が異なるのでそれぞれ分析試験を行う必要があります。